当金庫の預金商品の概要

1. 商品名	が、大学 3年 人
	普通預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期 間	・期間の定めはありません。
4. 預 入	Block of the
(1)預入方法	・随時預入
(2)預入金額	1 円以上
(3)預入単位	1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利 息	70-51 A 711
(1)適用金利	
(0) (1) (4) (4)	・毎日の店頭表示の利率を適用します。
(2)利払方法(頻度)	・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3)計算方法	・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日 とする日割計算。
7.税金	・個人の方の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。
7. 作 並	(ただし、マル優の利用の場合は除きます。)
	※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復
	大学成23年1月1日から学成43年12月31日よくの前に交流ががいるがぶには後 興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税
	5%) の税金がかかります。
	・法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料
	を徴求します。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
9. 付加できる特約	・個人かつ成年者の方は「総合口座」の取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の
事項	約定利率に0.5%、担保スーパー積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率。)
	・個人の方はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の	
取扱い	
11. 金利情報の入手	・金利は店頭備え付けの金融情報ボードまたは窓口へご照会ください。
方法	
12. 苦情処理措置・	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(顧客サポート
紛争解決措置	管理統括部署)(9時~17時、電話:0744-42-9001)にお
	申し出ください。
	紛争解決措置 奈良弁護士会(電話:0742-22-2035)、東京弁護士会(電話:
	03-3581-0031)、奈良県消費生活センター(電話:0742
	-26-0931)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です
	ので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部(顧客
	サポート管理統括部署)または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:
	03-3517-5825)にお申し出ください。
10 7 7 1 4 4 1	なお、各弁護士会等に直接申し立てていただくことも可能です。
13. その他参考と	・公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取もできま
なる事項	す。